

航空機局(航空機に搭載する無線機器)の検査の在り方につきまして

2012.07.30 社団法人全日本航空事業連合会 小型航空機事業部門

◆TABの定期検査の受検時の対応につきまして以下のように実施しております。

1. 免許を管轄する総通局より年度の始まりに「無線局定期検査実施通知書」により受検しなければならない無線局名及び実施時期についての通知が有ります。尚、航空機局について受検の間隔は、年に1回となっています。
2. 通知書により受検局及び実施時期の確認をして受検計画をたてて受検の準備をします。
3. 実施時期については、航空機の耐空検査受検時に合わせて受検するように計画します。
4. 検査実施に際しては、ほぼ全て登録点検という方法での受検となります。検査内容については、大きく分けて 3 つの項目になり、書類等の確認、電気的特性の点検(無線機器のベンチチェック)、総合試験(飛行試験)となります。
5. 全ての項目が問題なければ登録点検終了し検査結果通知書を総通局へ提出します。
6. 上記書類を受け取った総通局にて書面での検査を実施して電波法上適合していれば「無線局検査結果通知書」が発行され合格ならばその無線局の今年度の定期検査は、終了となります。

◆検査制度の在り方として希望することは、以下の通りです。

1. 検査に際して検査項目中、電気的特性の点検の間隔延長(又は、廃止)を希望します。  
理由としては、無線検査を受検する実施時期の計画をする際に電気的特性の点検(機体搭載の無線機器を取り下ろしてベンチチェックを実施する)を伴う為、機体がないと点検が出来ない為、通常の運航状態での実施が出来ず耐空検査受検時に合わせての受検となり受検時期の自由度が少なくなります。電気的特性の点検が毎年受検より数年おきの間隔になれば運航の自由度が大きくなります。
2. 現状の無線機器の信頼性等を十分に調査し考慮すれば可能かと思われれます。又、総合試験の実施を省略しなければ充分、不具合等の発見は、十分に可能かと思われれます。
3. 登録点検にて現状、検査まで登録検査等事業者にて実施可能ですが航空機局に関しては、認められていません。船舶局では、一部認められており航空機局に関しても航空運送事業、航空機使用事業等の規模を考慮し、検査まで実施可能かと考えます。